
令和 6 年 第 3 回 芦屋町議会定例会会議録 （第 4 日）

令和 6 年 9 月 2 0 日 （金曜日）

議 事 日 程 （ 4 ）

令和 6 年 9 月 20 日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第49号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第50号 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第51号 福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約の制定について
- 第 4 議案第52号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更について
- 第 5 議案第53号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 第 6 議案第54号 令和 5 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 7 議案第55号 令和 6 年度芦屋町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 認定第 1 号 令和 5 年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第 9 認定第 2 号 令和 5 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について
- 第10 認定第 3 号 令和 5 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第11 認定第 4 号 令和 5 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第12 認定第 5 号 令和 5 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第13 認定第 6 号 令和 5 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第14 認定第 7 号 令和 5 年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第15 認定第 8 号 令和 5 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第16 議案第56号 城山公園法面整備工事（雁木区側）請負契約の締結について
- 第17 議案第57号 緑ヶ丘団地 8 棟外部改修工事請負契約の締結について
- 第18 発委第 1 号 芦屋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
-

【 出 席 議 員 】 （ 1 2 名 ）

1 番	中西 智昭	2 番	田中 太	3 番	香田 一之	4 番	長島 毅
5 番	萩原 洋子	6 番	本田 浩	7 番	松岡 泉	8 番	貝掛 俊之
9 番	妹川 征男	10 番	辻本 一夫	11 番	川上 誠一	12 番	内海 猛年

【 欠 席 議 員 】 （ な し ）

【 欠 員 】 （ な し ）

事務局出席職員職氏名

局長	福田 雅代	書記	岡本 賢治	書記	山城 朋美
----	-------	----	-------	----	-------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 1 名

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

会議に入ります前に、皆様に報告いたします。

御手元にお配りしておりますとおり、川上議員から先日の一般質問の中での発言を訂正したい旨の申出がありました。この申出について議長のほうで許可しておりますので、報告いたします。

.....

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

それでは、本日の会議を開きます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----

○議長 内海 猛年君

お諮りします。日程第 1、議案第 49 号から日程第 17、議案第 57 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 本田 浩君

皆様おはようございます。

報告第 10 号、令和 6 年 9 月 18 日、芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告をします。

議案第 51 号、賛成多数、原案可決。

議案第 54 号、満場一致、原案可決。

議案第 55 号、賛成多数、原案可決。

認定第 1 号、賛成多数、認定。

認定第 2 号、満場一致、認定。

認定第 7 号、満場一致、認定。

認定第 8 号、満場一致、認定。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員長 萩原 洋子君

報告第11号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、民生文教常任委員会委員長、萩原洋子。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第49号、賛成多数、原案可決。

議案第50号、満場一致、原案可決。

議案第52号、満場一致、原案可決。

議案第53号、賛成多数、原案可決。

議案第55号、満場一致、原案可決。

認定第1号、賛成多数、認定。

認定第3号、賛成多数、認定。

認定第4号、賛成多数、認定。

認定第5号、満場一致、認定。

認定第6号、満場一致、認定。

議案第56号、満場一致、原案可決。

議案第57号、満場一致、原案可決。

以上です。

○議長 内海 猛年君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまからそれぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を終わります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第49号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第49号、芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、及び関連しますので、議案第53号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、反対の立場から討論を行います。

これらの議案は現在の紙の保険証を廃止し、マイナンバーカードの健康保険証のみの利用にすることを前提とした議案であります。マイナ保険証をめぐる深刻なトラブルが福岡県や全国でも多発しており、個人情報漏えいなどへの不安も払拭されていません。民生文教委員会の質疑で、芦屋町のマイナ保険証が1,528人、59.9%が取得していますが、利用率は国民健康保険加入者では9.1%、後期高齢者医療加入者では、登録者1,248人、52.5%ですが、利用率は僅か3.2%であることが明らかになりました。

さらに、厚労省が6月下旬まで行った保険証廃止の省令改正に関するパブリックコメントでは5万人以上が意見を寄せましたが、寄せられた意見の圧倒的多数は反対意見で保険証存続が国民の声であることは明かです。

さらに、福岡医療団のアンケートでは8割を超えていることから明らかなように、高齢者をはじめ多くの住民はマイナ保険証に不安を感じており、紙の保険証の廃止を望んでいません。

また、マイナ保険証の導入に当たって、医療機関や町職員に大きな負担が覆いかぶさることも判明しています。紙の保険証を廃止してマイナ保険証を強要することに道理がないことは明らかです。現在行われている自民党総裁選挙の候補者でさえ、紙の保険証廃止の延期を口にせざるを得ない状況になっています。住民の不安の声に背を向け、国に追随するこれらの議案は認められません。

以上のことから、議案第49号、議案第53号に反対をいたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

議案第49号芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正は国の法改正により、本年12月2日からの国民健康保険の被保険者証の廃止に伴い条例の一部を改正するものです。

保険証の運用については従来の保険証は廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することになります。

この条例に私が賛成する理由は５点ございます。

まず１点目は、今回の条例改正は国の法改正に伴うものであること。

２点目は、既にマイナンバーカードと保険証をひもづけし、マイナ保険証になる方へは資格情報のお知らせが送付される予定であること。

３点目は、マイナンバーカードのひもづけや所持していなくても、引き続き保険診療を受けることができる資格確認書が交付されること。

４点目は、マイナ保険証に移行した場合、例えば初診料が安くなる医療費の減少といった被保険者が得られるはずのメリットを議会が妨げるべきではないこと。

５点目は、被保険者が混乱しないよう、町は正しい情報提供するなどの対策を講じる考えがあること。

以上の５点から、私はこの議案に賛成いたします。

以上で討論を終わります。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第１、議案第４９号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第４９号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第２、議案第５０号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第２、議案第５０号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第50号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第51号の討論を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

議案第51号、福岡県と芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約の制定について、反対の立場で討論に参加します。

地方港である芦屋港は物流港として位置づけられてきましたが、広大な面積を有しているにもかかわらず、そのほとんどが利活用されていない状況です。県の見通しの甘さと責任が問われるところではありますが、何一つ聞いたことがありません。それどころか地方創生の名のもとに、芦屋町の活性化に貢献するという理由づけを行い、町は芦屋港活性化基本計画を策定し、それに基づき今日まで突き進んできたと思います。

町はスタートの時点で問題を抱えてしまっているのではないかと思います。

私がこの規約に反対する主な理由は3点あります。

1点目は、委託施設の範囲の問題です。ボートパークは国及び福岡県が遠賀川や西川の不法係留船を主に受入れ先として設置する港湾内施設です。そうだとすれば、このボートパークは県が直営し、管理運営を行うべきであり、芦屋町が県から事務を委託される筋合いのものではありません。よく似たところを紹介しますと、以前私たち議員が視察した鳥取ボートパークは直営で運営されております。

2点目は、負担の公平性の問題です。県と比べて芦屋町が背負うことになる負担が大きいものです。事務の委託により委託施設の管理権は芦屋町に移り、県は管理権を失うのではないのでしょうか。管理運営上の責任は県は負わず、芦屋町が負うことになります。使用料等の収入は全て芦屋町の収入とするとありますが、実際に得られる収入が費用を下回るかもしれません。収入が減った場合でも、かかる費用、固定費は下がらないでしょうから。指定管理制者制度に基づき公募するようですが、果たして応募する事業者があるのか。またあっても撤退する可能性もあります。これらの事業上のリスクも管理運営上の責任同様、芦屋町が負うことになります。この規約には「協議する。」、「別途甲と乙において協議する。」など、「協議する。」が随所にあることも指摘できます。規約で決めていない事項が多く、規約の内容を曖昧にしています。県の責任が希薄な内容になっているとしか思えません。

要するに町にとってデメリットがあり、県優位の規約であるのではないですか。今後様々な事案や課題が出てくることは十分予測できます。その際、解決策を見いだせず、大きな停滞が起きることは明らかではないでしょうか。

3点目は、審議の不十分さです。今回、唐突に出された問題ある規約を総務財政委員会だけで審議することは無理があり、全員協議会で情報を共有し、未来の損失を回避すべく、じっくりと理解を深め、納得をもって事に当たるべきであると考え、全員協議会開催を提案しました。また、継続審査を強く求めましたが、受け付けられませんでした。

数十年前、玄海レク・リゾート計画が破綻し、その後、芦屋ラグーン構想を打ち出しましたが、議員有志及び町民の反対によって破綻した経緯があります。この2つの苦い経験を、町は教訓にしなければなりません。今回の規約は既定路線であるとしていますが、何も決定されたものではなく事務委託を町が受け入れる必要がどこにあるのでしょうか。この規約は町民の賛同を得どころか、負の遺産を子々孫々に強いることになることは必定です。

以上のとおり、規約の内容及びその審議過程の双方に問題があるから、私はこの議案第51号規約案を反対するものです。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 10番 辻本 一夫君

10番、辻本です。

議案第51号について賛成の立場で発言をさせていただきます。

この芦屋港のレジャー港化計画は観光レジャー施設を備えた港として整備をして、海浜公園なども含めて海辺の魅力向上を図って、そして交流人口を増やそうというものであります。

レジャー港化の経緯を御存じない議員さんもおられるかと思いますので少し申し上げますが、平成29年に産業港からレジャー港化への用途変更を目指した意見書が町議会で満場一致で採択され、県知事に意見書を提出されました。それから、町長とここに今いる議員では貝掛議員と内海議長と私ですが、町長達と一緒に県に陳情活動を再三行ってきました。その結果、県はレジャー港化への変更は「できるよ。」ということで認可が下りたという流れがあります。

以来、国と県の協力支援によって、整備については港の部分は県、陸地の部分は町が担うということになって協議が進んできたとは私は認識しています。このような流れの中で芦屋港活性化推進委員会において協議が重ねられ、平成30年度に芦屋港活性化基本計画の決定に至り、多項目にわたって検討されてきていますし、議会としても各地のボートパークを視察するなど、本計画の機運が高まってきていたと思っています。

ただ、大詰めの段階で町が目玉事業であった全天候型施設の断念にはちょっと唖然としましたが、今回再スタートを余儀なくされた中、本議案の提出がなされたことについては少し見えてきたように感じています。

本議案の提出につきましては、ボートパークと海釣施設等をはじめ、1号上屋などの芦屋港活

性化推進区域内の施設を芦屋町が管理を請け負うとする事務委託に関する規約の議決を求めているものであり、同時に県議会においても県管理の港であるから、港湾法に基づいて管理条例制定が上程されていると聞いています。

したがって今後1号上屋の活用が可能になったということで、耐震診断、耐震工事、リノベーション等を行う段階に移っていくものと思いますが、複合施設の利用、民間活力の導入、関係団体等との調整などやらねばならないことが山積しております。よって、計画の早期実現、目的達成のために善処するには本議案の承認は必要だと考え賛成といたします。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第51号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第51号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第52号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第52号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第52号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第53号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第53号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第53号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第54号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第54号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第54号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第55号の討論を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

議案第55号、令和6年度芦屋町一般会計補正予算に反対の立場で討論に参加します。

あしや砂像展実行委員会の補助金が、年々増加の一途をたどっています。令和6年度当初予算額は3,300万円。今日まで観光資源の活用として砂像展実施に向けてきていますが、人件費、物価高騰により、さらに476万5,000円を追加予算として計上されています。その合計額は3,800万円になります。

砂像展の目的は何か。また、その必要性はどの程度のものか。投資が目的達成にどれだけ役立っているのか。財政の健全性を損なわない範囲内の投資だと言えるのか。これらを考慮して最終的には地方自治法がいう住民の福祉の増進にどれだけ寄与すると見込まれるのかの視点で、どれだけ町民にとって価値あるものなのか。その価値は芦屋町の有形無形の資産を形成するものかという観点に立脚し、判断されるべきものだと思います。

また、これまでの経済効果の有無、そして効果があったとするならば、具体的にどのような実績があったのか、追跡調査など見えてきません。

したがって今回のあしや砂像展実行委員会補助金については、当初予算内で規模を縮小して実

施する方向性で考えていただきたい。安易に追加予算を上げるべきでないと思います。

よって、一般会計補正予算に反対します。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。萩原議員。

○議員 ５番 萩原 洋子君

議案第５５号、令和６年度芦屋町一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

この議案では家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭への支援として、国県からも補助金のある芦屋町子育て世帯訪問支援事業の予算や１０月１日からの郵便料金改定に伴う通信運搬費の予算、さらには、あしや砂像展実行委員会補助金の予算計上が行われております。あしや砂像展については、人件費や物価高騰及び円安等の影響により、補助金を増額計上しています。

この砂像展は多くのテレビでも取上げられ、近年は６万から７万人の来場がある芦屋町を代表するイベントに成長しております。今回もしも補助金を増額しなければ、イベントの規模縮小を余儀なくされ、本来の目的である町内への周遊などによる町内の経済効果の低下を招くかもしれません。砂像展の横には町内事業者の皆様方がお店を出店していただき、この期間の収益アップということは町内事業者にとっては重要なものであります。町からの入場料の値上げや集客のためのＰＲに取り組むなどの対策を講じる考えがあり、砂像展が町内の活気や経済効果を高める事業となるよう期待し、私はこの議案に賛成いたします。

以上で討論を終わります。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第７、議案第５５号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第５５号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第８、認定第１号の討論を許します。川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

認定第1号、令和5年度芦屋町一般会計決算の認定について反対の立場から討論いたします。

令和5年度決算は学校給食の半額補助、学生の通学補助、公共交通の拡充、電気料金支援給付金など評価できる点もありますが、次の問題を指摘して反対いたします。

第1に福岡県介護保険広域連合に拠出をしている介護保険の問題です。第8期保険料はAグループで月額7,203円が7,153円に。Bグループで5,527円が5,969円に。Cグループは4,814円が4,976円に。Aグループはあまり変わりませんが、BCグループの保険料が値上げされています。

第8期事業計画期間に53億円の介護給付準備基金が積み立てられていますが、これは取り過ぎた高齢者の保険料です。全額保険料の軽減に充てるべきものであります。保険料と窓口負担の支払いで、可処分所得が生活保護水準をも下回る被保険者が生み出され、「介護保険料が高く、年金から天引きされると生活できない。」「将来働くことができなくなったときが不安だ。」などの声が寄せられ、高齢者は悲鳴を上げています。

また、訪問介護事業所は訪問介護の報酬が引き下げられ、多くのヘルパー事業所が廃業しています。6月末の調査では、全国で事業者のない町村は97、1つしかない市町村は277に及びます。全国平均では高齢者1,000人に対し事業所は1事業所ですが、高齢者が7,000人いる町で事業所はゼロという町もあります。このままでは地方の高齢者は自宅で暮らせなくなります。ヘルパーの高齢化を改善するためにも現場の処遇改善と国庫負担の増額、そして町独自の支援で必要なサービスが受けられる介護保険制度にすることが求められています。

第2にマイナンバー制度やマイナ保険証や自治体DXに関連する予算が上げられていますが、日本共産党はマイナンバー制度そのものに反対していますので、認めることはできません。

また、自治体DXは慎重に行うべきものです。政府はマイナンバーカードやマイナ保険証との一体化を強引に進めてきました。カード普及の際には2万ポイント、最後は3万ポイントの付与、マイナ保険証では利用者を増やした医療機関や薬局に40万円、20万円と金をばらまく。一方、利用を勧めない医療機関を密告させるなど、あめとむちのやり方で普及させました。

今後、運転免許証との統合や携帯電話の購入時の本人確認に必要と計画しています。マイナンバーカードの利用を国民生活の様々な分野に拡大することが、個人情報の集中や国家による一元管理の危険性が指摘されています。国はしゃにむに押しつけようとしていますが、国民の望んでいるわけではない全国民取得を押しつけるべきではありません。

物価高騰と異常気象の中でマイナンバーカードやマイナ保険証の全国民取得の推進を行うのではなく、今こそ医療と暮らし、営業に対する抜本的な支援に改めることが求められています。

第3に自衛隊への名簿提出は、単に自衛隊に対して便宜を図る行為に他ならないのであって、地方公共団体は個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利利益を保護する立場から逸脱しています。

個人情報保護法第16条の利用目的による制限にのっとり、名簿の提出はやめることを求めます。

また、芦屋港活性化事業や老人憩いの家の廃止問題は住民説明会や情報提供を十分に行い、町民や利用者の理解を得た中で進めなければいけない事案です。慎重に進めることを求めるものです。国の政治が住民の命と暮らしを追い詰めているときこそ、地方自治の本旨に基づき、暮らし・福祉・教育を守ることが自治体の役割です。国の悪政の防波堤となる町政であることを求めて反対討論いたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

日程第8、認定第1号、令和5年度芦屋町一般会計決算の認定について賛成の立場から討論を行います。

令和5年度主要な施策の成果及び予算執行の概要書を見ますと、令和5年度は5月8日からコロナ感染症が5類感染症に移行し、それまで様々な制限があった行動や活動が動き始め、芦屋町の活動が戻り、施策の成果として結果を出しています。歳入では決算額で前年度より4億5,619万円、パーセンテージで4.7%増加いたしております。

町財政の重要な自主財源である町税の徴収実績では、収入向上のため執行部をはじめ職員一丸となって税の徴収強化に鋭意努力された結果、個人町民税や軽自動車税、種別割の滞納繰越し分の収納率は令和4年度の収納率よりも10%向上いたしております。またモーターボート競走事業収入としては10億4,000万円が計上され、基金に4億円、公民館・図書館運営事業や学校給食費負担軽減事業等をはじめ各種事業に3億円、物価高騰等不測の事態に対抗できる体制を整えるため3億4,000万円を繰入れています。

また歳出については、長期にわたる新型コロナウイルス感染症による影響、エネルギー価格の高騰、それに伴う物価高騰などで住民生活が厳しさを増している中、芦屋町独自の支援策が実施されています。このことは町民の安全安心なものとなり、住んでよかった芦屋町とつながっています。1つの例では、消防費として令和3年度から引き続き防災士育成に取り組んでいただき、令和5年度も防災士が誕生しています。このことは町民にとって安全・安心のよりどころになるものと思います。

また公債費の返済については、歳出予算執行全体の約1割程度となる約10億円の償還をしており、順次計画的な償還ができています。このほかにも、最小の経費で最大の効果が表れるような費用対効果を意識された施策が、主要な施策の成果及び予算執行の概要書に記載されております。

このことから、令和5年度芦屋町一般会計決算の認定については評価できることをもって賛成

討論とします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

認定第1号、令和5年度芦屋町一般会計決算の認定について、反対の立場で討論に参加します。

決算の認定の中では評価すべきものも多数ありますが、反対する項目が何点かあります。しかし1点だけ説明していきます。

芦屋港活性化推進に関する費用の5,650万円に限って反対します。

主な施策の成果としてそれぞれ支出額が示されていますが、芦屋海岸は人災による拡大化した芦屋海岸と飛砂、里浜づくりのずさんさと維持管理の不徹底さ、さらには防砂フェンスによって海面が目隠し状態になっている中、私は当初から芦屋港のレジャー港化についていずれ問題が発生するということを申し上げてきました。したがって予算額を計上される都度、反対してきました。

大型プロジェクトでありながらいまだ住民説明会も開かず、芦屋港基本計画に沿って活性化という名の下、飲食直売機能導入アドバイザー業務委託、機運醸成事業業務委託、プロジェクトリーダー業務委託、芦屋町観光地域づくりDMO支援業務委託などコンサルタントに丸投げで大金をつぎ込んできています。全天候型施設設計委託2,745万円は建築中止に伴い、未執行になったことに安堵しているものですが、見通しの甘さを指摘しておきたいと思います。

当初計画の4億円の6倍の25億円という予想外の金額に基本設計業務を途中で取りやめましたが、これまでの投資額は3,800万円であったと報告を受けています。結局、血税をどぶに捨てたようなものではなかったか。

議案第51号で説明したように、玄海レク・リゾート計画や芦屋ラグーン構想は税金を浪費した上に職員の労務を無駄にし、しかも賠償金を支払うという大失態を起こしましたが、このレジャー港化も同じ道をたどるのではないかと今も危惧しております。

よって、認定第1号について反対します。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方

の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に日程第9、認定第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に日程第10、認定第3号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

認定第3号、令和5年度芦屋町国民健康保険特別会計の認定について。

毎年のように値上げされ、高過ぎる保険料が加入している町民の暮らしに大きな影響を及ぼしています。芦屋町では年所得200万円、妻と子供1人の場合、国保料は29万5,570円。所得の15%が国保料になります。一方、協会けんぽでは、事業主負担があるので本人負担は半分の15万円。こうした2倍の格差の不公平を是正し、命と暮らしを守るために安定した運営するのが町政の役割です。国と県に財政支援を求めるとともに、町が独自に引き下げるためにあらゆる手だてを尽くす姿勢が求められます。

十数年前は国保会計に一般会計から法定外繰入れが9,000万円ほど入れられていました。それが5,000万円になり、国保の広域化により令和5年の決算は前年度より2,000万円減の780万円まで引き下げられています。法定外繰入れを以前の水準に戻せば、保険料の値上げをする必要もなくなります。また、子供の均等割への軽減は、全国では5割軽減の対象拡大だけでなく、18歳までを対象に全額免除に踏み切る自治体も増加しています。

最後に、国民健康保険は高齢者と働くことが難しい人や自営業者、非正規雇用など経済的に苦しく、より医療を必要としている人で構成されています。制度開始時は低所得者の多い国保は公費で賄う必要があるとして、国庫負担を45%としていました。この国庫負担を引き下げ続けてきた国の責任は重大です。全国知事会や全国市長会、全国町村会も国に対して国庫負担の引上げ

を求めています。

議會を挙げて保険料の引上げではなく、国庫負担の引上げこそ求めていくことを呼びかけて、本議案に反対し、討論を終わります。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に日程第11、認定第4号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

認定第4号、令和5年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について反対討論を行います。

単身の年金収入であれば、200万円以上などの方の利用料が2割負担となりました。税や社会保険料などを引かれた手取りでは、急速な物価高騰と実質年金額が減らされる中で暮らしていくのは大変です。福岡県後期高齢者医療広域連合は、国が進める全世代型社会保障なる方針に追随し、次期保険料を史上最高額に引き上げようとしています。保険料の引上げの中には出産育児一時金の引上げのための支出が入っています。世代間分断を図るもので、本当に許せません。

政府は9月13日、後期高齢者の医療窓口3割負担の対象拡大を検討する方針を閣議決定しました。昨年12月にはさらなる2割負担者の拡大を決めています。全世代型社会保障では、2028年度までに窓口負担の引上げを求めるメニューを示しており、高齢者にさらなる負担を強いるものです。そもそも医療にかかる機会の多い75歳の高齢者だけで構成する医療保険制度をつくれば、高い保険料と窓口負担にならざるを得ないのは明らかです。高齢者いじめの後期高齢者医療制度は廃止して、国の責任で全ての高齢者が安心して医療にかかる制度を構築すべきです。

以上のことから反対いたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に日程第12、認定第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に日程第13、認定第6号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に日程第14、認定第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、認定第7号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

次に日程第15、認定第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第15、認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

次に日程第16、議案第56号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第16、議案第56号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第56号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第17、議案第57号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第 17、議案第 57 号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第 57 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第 18、発委第 1 号の討論を許します。妹川議員。

○議員 9 番 妹川 征男君

発委第 1 号、芦屋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について反対の立場で討論に参加します。

私は、この条例案が提出されるに至った経緯について、看過できない問題点があるため反対するものです。今回の請負公表条例案は、芦屋町政治倫理条例が改正されたことを前提とするものであり、政治倫理条例の改正は地方自治法 92 条の 2 の改正に伴うものと推察しております。この政治倫理条例の見直しは配慮を欠いているのではないかと。したがって私は昨年 6 月議会で反対の意思表示を行ったものです。配慮を欠いた政治倫理条例の見直しを前提とする請負公表条例に反対することは、私にとって至極当然なことなのです。

地方自治法改正に右に倣えとして、政治倫理条例を見直す必要が本当にあったのかという問題意識から、政治倫理条例の見直しは議会の議決である。議員はこれに従え。という多数決の論理には賛同できません。

賛同できない理由を 2 点紹介いたします。

1 点目は、地方自治法 92 条の 2 の議員の請負禁止事項は、議会運営の公正の確保を保障するとともに、事務執行の適正を確保することを目的として規定されたものです。改正前の規定では、禁止の対象を単に請負と規定し、議員が個人事業主として、地方公共団体との間で請負関係に立つことは請負金額にかかわらず一律に禁止していたものです。

この規定について近年、議員の成り手不足が深刻化する中で、禁止の対象となる請負の範囲が条文上、個人請負を一律に禁止していることが、議員の成り手不足の原因の一つであるとの理由から今回の改正により、会計年度において支払いを受ける請負の対価の額が 300 万円を超えないものを請負個人による請負に関する規定の対象から除くとなりましたが、地方分権時代と言われるにもかかわらず、右に倣え式で政治倫理条例の改正でした。

私は、平成 4 年当時のことを思い出します。競艇場の大型スクリーン贈収賄事件で嫌疑をかけられた数人の議員の中に逮捕に至った事件がありました。町民の議会に対する不信と怒りは絶頂に達したことを覚えております。

そのために当時の先輩議員たちは、政治倫理条例制定のために調査特別委員会を全議員賛成の

もとで設置し、16回にわたる委員会を開くなど、全国に先駆け厳しく自らを律する芦屋町政治倫理条例を制定したものです。議員は工事の請負、物品の納入は控える、辞退するという禁止事項も含まれており今日まで続いてきました。その当時、お茶、ガソリン、文房具等を納入していた議員が数人いましたが、辞退したと聞いています。事業主の名義を変えて相も変わらず納入する議員もいましたが、議員自身による請負工事や物品納入はこの間1度もありませんでした。

私たち議員は、この不名誉な事件を忘れてはなりません。

2点目、請負禁止規定の緩和は請負業者の議員の数を増やし、請負業者たる議員による地位利用や談合・癒着の増加につながり、規定の趣旨である議員の職務遂行の公正、適正確保とは乖離した機能不全の危険性を増すことになり、議員の成り手不足の根本的解決とは程遠く、本末転倒と言わざるを得ないと思います。議員の成り手不足の原因の検証とその対策が様々な取組がもっとほかにあるはずです。

政治倫理条例改正は議員個人の私益を高めることで、むしろ町民の議会離れを促してしまう危険性を伴うという点が大きいと思います。さらに言えば、政治倫理条例第3条には、議員は町が行う工事などの請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して、特定業者を推薦または紹介するなど有利な取り計らいをしないことという条文があるんですね。にもかかわらず議員ならば大手を振って、請負・納入ができるというのは余りにも虫が良い話ではありませんか。このような前提の芦屋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例には、賛成することはできません。

よって、発委第1号には反対します。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第18、発委第1号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、発委第1号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましては、これを申出のとおり、再付託することにしたいと思いま

すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和6年第3回芦屋町議会定例会を閉会いたします。

長い期間の御審議お疲れさまでした。

午前10時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員